

承認第2号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年3月2日提出  
三宅町長 森田 浩司

令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算に関する専決処分書

令和3年度三宅町一般会計第11回補正予算は、損害賠償命令請求事件における代理人弁護士を選任に要する経費の予算措置について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年2月4日  
三宅町長 森田浩司

令和3年度

三宅町一般会計  
第11回補正予算書

## 令和3年度三宅町一般会計第1 1回補正予算

令和3年度の三宅町一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4, 278, 468千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月4日専決  
三宅町長 森田浩司

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,012,918	550	1,013,468
	1 総務管理費	897,162	550	897,712
14	予備費	22,425	△550	21,875
	1 予備費	22,425	△550	21,875
	歳 出 合 計	4,278,468	0	4,278,468



補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
			550
			△550
0	0	0	0

## 2 歳 出

2 款 総務費

550千円

1 項 総務管理費

550千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 257,285	千円 550	千円 257,835	千円	千円	千円	千円 550
計	897,162	550	897,712	0	0	0	550

1 4 款 予備費

△550千円

1 項 予備費

△550千円

1 予備費	22,425	△550	21,875				△550
計	22,425	△550	21,875	0	0	0	△550



節		説明	
区分	金額		
12 委託料	千円 550	その他委託料	千円 550
